



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1024 平成18年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
- 1025 一般競争入札による落札者の決定 (")
- 1026 宅地建物取引業法による聴聞 (公共建築課)
- 1027 " (")
- 1028 平成11年和歌山県告示第1015号(日高港内における公有水面の埋立ての免許)の廃止 (管理整備課)

○ 公安委員会告示

- 45 警備員指導教育責任者講習の実施

○ 公告

- 入札公告 (情報システム課)

告 示

和歌山県告示第1024号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成18年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年8月15日

和歌山県知事 木村良樹

1 調達物品

平成18年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税

証明書で発行後3か月を経過していないもの

- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年8月15日(火)から平成18年8月24日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年8月30日(水)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年8月24日(木)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年8月24日(木)から平成18年8月31日(木)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階
和歌山県企画部IT推進局情報システム課

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

- 6 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 一般競争入札参加者の資格
この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年8月15日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。
(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
(4) 2の(1)のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出したものであること。
(5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年9月6日(水)までに通知する。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
(2) (1)の説明は、平成18年9月15日(金)午後4時までに書面により求めるものとする。
(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
(4) 説明に対する回答については、平成18年9月26日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1025号

和歌山県行政事務用パソコンの借入れ契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年8月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
和歌山県行政事務用パソコン 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市小松原通1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成18年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所

- NECリース株式会社関西支社
大阪府大阪市中央区見1丁目4番24号
- 5 落札金額 127,890,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 6,090,000円)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成18年5月30日

和歌山県告示第1026号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年8月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年8月31日(木)午後1時から
- 2 場所 和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
東牟婁総合庁舎 地下会議室
- 3 被聴聞者(宅地建物取引業者)
(1) 商号 西長不動産
(2) 代表者氏名 西寿明
(3) 事務所所在地 和歌山県新宮市大橋通3-4-11
(4) 免許証番号 和歌山県知事(2)第3316号
(5) 免許年月日 平成18年5月7日

和歌山県告示第1027号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年8月15日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 日時 平成18年8月31日(木)午後3時から
- 2 場所 和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
東牟婁総合庁舎 地下会議室
- 3 被聴聞者(宅地建物取引業者)
(1) 商号 有限会社キンタニ総合事務所
(2) 代表者氏名 岸谷幹生
(3) 事務所所在地 和歌山県新宮市新宮457-8
(4) 免許証番号 和歌山県知事(4)第2695号
(5) 免許年月日 平成13年10月2日

和歌山県告示第1028号

平成11年和歌山県告示第1015号(日高港内における公有水面の埋立ての免許)は、平成18年8月15日限り廃止する。

平成18年8月15日

日高港港湾管理者和歌山県
代表者 和歌山県知事 木村良樹

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第45号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年8月15日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第4号の業務に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(4号)」という。)	平成18年10月11日(水)から平成18年10月18日(水)までの土曜日及び日曜日を除く6日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	30名
法第2条第1項第4号の業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「特例措置講習(4号)」という。)	平成18年10月16日(月)から平成18年10月18日(水)までの3日間	(一部合同実施)	同上

2 講習の対象者

- (1) 新規取得講習(4号)の対象者は、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。
- (2) 特例措置講習(4号)の対象者は、警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者とする。

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、講習の種別を問わず、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課の受講受付専用電話(電話番号:073-423-3344)に電話し、受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、受講希望者が定員に満たなかった場合は、申出をした受講希望者全員を受講予定者とする。

特例措置講習(4号)の受講希望者が定員を超えた場合、定員を超えて申出をした受講希望者を仮受付し、申

出期間終了後、新規取得講習の受講希望者が定員に満たなかった場合に限り、その欠員数の範囲で仮受付した者を受講予定者とする。

申 出 期 間

平成18年9月11日(月)から平成18年9月15日(金)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと。(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先へ確認しておくこと。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間等

提出期間	提出先
平成18年9月20日(水)から平成18年9月22日(金)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)	和歌山県内の最寄りの警察署(受講申込者自身が提出すること。)

(2) 提出方法等

上記3により、事前申出を受付された者は、上記(1)に掲げる提出期間内に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること。(代理人による提出は受け付けない。)なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、受講申込者に予定していることを無効とする。(当該提出期間内に提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

- ア 新規取得講習(4号)の事前申出を受付された者
 - (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。
 - (イ) 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- イ 特例措置講習(4号)の事前申出を受付された者
 - (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。
 - (イ) 旧資格者証の写し

- (3) 手数料
 手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。なお、手数料は納付後、いかなる場合も返還しない。
- ア 新規取得講習(4号) 34,000円
 イ 特例措置講習(4号) 10,000円
- 5 講習修了証明書の交付等
- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。
- 6 講習業務の委託
 講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。
- 7 問い合わせ先
 和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係
 電話：073-423-0110(内線 3027・3028)

公 告

入 札 公 告

平成18年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成18年8月15日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度
 平成18年度
- (2) 調達物品の名称及び数量
 和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器一式
- (3) 調達物品の仕様等
 入札説明書による。
- (4) 納入場所
 和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県分庁舎内
 その他通信に付加するものは県が指定する場所
- (5) 納入期限
 平成19年3月31日
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 平成18年和歌山県告示第1024号に規定する平成18年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所
 和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

- (2) 日時
 平成18年8月15日(火)から平成18年8月24日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び日時等
- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 場所
 3の(1)に同じ。
- イ 日時
 3の(2)に同じ。
- (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年8月30日(水)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 事業説明会の場所及び日時
- (1) 場所
 和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
 和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室
- (2) 日時
 平成18年8月24日(木)午後2時から
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
 和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
 和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室
- イ 入札日時
 平成18年9月27日(水)午前11時00分から
- ウ 開札場所
 アに同じ。
- エ 開札日時
 イに同じ。
- (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年9月27日午前9時30分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。
- 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係

のない和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要
13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Telecommunications equipment of resident-registry network system ; 1 Complete System

- (2) Date and time for tender : 11:00 a.m. 27 September 2006 (Deadline for tenders submitted by mail : 9:30 a.m. 27 September 2006)

- (3) Contact point for the notice : Information Systems Division of Wakayama Prefectural Government, 1 Saikayamachi Wakayama City, 640-8249 Japan
TEL 073-432-5655 (FAX 073-428-1136)